

練馬区要介護認定等業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

練馬区では、増え続ける高齢者人口を背景に、要介護認定者数の増加に伴う業務量の増加に対応するため、要介護認定等業務の一部を委託して、業務の効率化、迅速化を進める。

本要領は、「練馬区要介護認定等業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定める。

2 業務概要

2-1 本委託

- (1) 件名 練馬区要介護認定等業務委託
- (2) 履行期間 令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和10年 3 月31日（金）まで
※ ただし、成績評価を行った結果、良好であると評価された場合、最長 3 年（更新 2 回）の随意契約を行うことがある。
- (3) 履行場所 練馬区豊玉北 6 -12- 1
練馬区役所東庁舎 4 階 高齢施策担当部介護保険課
- (4) 業務内容 詳細は練馬区要介護認定等業務委託仕様書のとおり
- (5) 概算経費 126,000,000円（税込）消費税率は10%
※ 概算経費を超えた見積価格の提示は無効とする。
※ 令和 9 年第一回練馬区議会定例会において、予算が成立し、配当されたときに効力を生じるものである。

2-2 準備委託

- (1) 件名 練馬区要介護認定等業務準備委託
- (2) 履行期間 令和 9 年 2 月 1 日（月）から令和 9 年 3 月31日（水）まで
- (3) 業務内容 「練馬区要介護認定等業務準備委託仕様書」のとおり
- (4) 概算経費 12,600,000円（税込）消費税率は10%
※ 概算経費を超えた見積価格の提示は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件を全て満たすこと。

- (1) 提案書提出時において、他自治体で要介護認定等の業務または、これに類似する業務の受託実績があること。

- (2) 提案書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を、滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

4 選定方法

4-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和8年9月1日（火）
参加表明書受付期間	令和8年9月1日（火）から9月11日（金） 午後5時まで
提出書類Aの提出期間	令和8年9月1日（火）から9月16日（水） 午後5時まで
質問書受付期間	令和8年9月1日（火）から9月16日（水） 午後5時まで
質問回答日	令和8年9月28日（月）
提出書類Bの提出期間	令和8年9月1日（火）から10月1日（木） 午後5時まで
一次審査（書面審査）	令和8年10月23日（金）（予定）
一次審査結果通知発送	令和8年10月26日（月）（予定）
二次審査 （プレゼンテーション、ヒアリング）	令和8年11月9日（月）（予定）
二次審査結果通知発送	令和8年12月21日（月）までに通知（予定）
契約締結日	準備委託：令和9年2月1日（月） 本委託：令和9年4月1日（木）

※ 説明会は実施しません。

4-2 募集期間

参加を希望する事業者は、「参加表明書」を以下のとおり提出すること。

- (1) 受付期間 令和8年9月1日（火）から9月11日（金）まで
土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所 練馬区役所東庁舎4階 高齢施策担当部介護保険課介護認定第一係
- (3) 提出方法 受付場所に持参すること。（郵送は不可とする。）
- (4) 提出書類 「練馬区要介護認定等業務委託事業者参加表明書」【様式1】

4-3 質問事項の受付および回答

募集に関する質問は質問書【様式6】に内容を簡潔に記入の上、以下の内容で行うこと。

- (1) 質問期間 令和8年9月1日（火）から9月16日（水）まで
土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで
※ 期限を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 質問方法 E-mail
※ 送信時の件名は「要介護認定等業務委託プロポーザル質問」とすること。
- (3) 担当部署 練馬区高齢施策担当部介護保険課介護認定第一係
(担当) 水元・小島・田中 電話 03-5984-2867
E-mail KAIG016@city.nerima.tokyo.jp
- (4) 回答方法 質問事業者を伏せた上で、参加表明書を提出したすべての事業者に
令和8年9月28日（月）にE-mailで回答する。

4-4 提案書等の提出

参加表明した事業者は、以下のとおり、提案書等を提出すること。

- (1) 受付期間
提出書類A 令和8年9月1日（火）から9月16日（水）まで
提出書類B 令和8年9月1日（火）から10月1日（木）まで
※ いずれも土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 練馬区役所東庁舎4階 高齢施策担当部介護保険課介護認定第一係
- (3) 提出方法 受付場所に持参すること。（郵送は不可とする。）
- (4) 提出書類 「練馬区要介護認定等業務委託応募書類提出一覧」【様式2】
- (5) 企画提案書等の差し替えおよび再提出
受付期間後の企画提案書・参加表明書の差し替えおよび再提出は認めない。

4-5 一次審査

参加資格を満たす者について、別紙選定基準に基づき選定委員会による提出書類に基づく審査を行う。※ 令和8年10月23日（金）予定

合計点の高い上位3社程度を一次審査通過とする。一次審査結果は令和8年10月26日（月）頃に書面により通知を発送する。

4-6 二次審査

一次審査を通過した者について、令和8年11月9日（月）（予定）に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別紙選定基準に基づいて選定委員会による選定を行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、一次審査および二次審査の評価が最も高い事業者を受託候補者とする。

選考時間は1者あたり40分（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）とする。
出席者は可能な限り管理責任者（予定）と管理責任者の監督者（予定）を含めて、5名以内とする。

審査結果は令和8年12月21日（月）までに書面により通知を発送する。

4-7 評価項目

「練馬区要介護認定等業務委託事業者選定評価項目・評価基準(細目)」【参考1】のとおり

5 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

6 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」【参考2】に基づき取扱うものとする。

7 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (6) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。
なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

書類一覧

本委託（練馬区要介護認定等業務委託）仕様書
準備委託（練馬区要介護認定等業務準備委託）仕様書
練馬区要介護認定等業務委託事業者選定評価項目・評価基準(細目)【参考1】
プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準【参考2】
練馬区要介護認定等業務委託事業者参加表明書【様式1】
練馬区要介護認定等業務委託 応募書類提出一覧【様式2】
他自治体での受託実績【様式3】
本委託見積書【様式4】
準備委託見積書【様式5】
質問票【様式6】
応募辞退届【様式7】

8 問合せ先・担当

練馬区高齢施策担当部介護保険課介護認定第一係 水元・小畠・田中

練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所東庁舎4階

電話 03-5984-2867（直通）

E-mail KAIG016@city.nerima.tokyo.jp